

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第25号

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「第35条第2項」の次に「から第4項まで」を加える。

第34条の2第1項中「第4項及び第8項」を「第5項及び第10項」に改め、同条第2項中「第4項及び第9項」を「第5項及び第11項」に、「及び次項」を「から第4項まで」に、「及び第4項」を「から第5項まで」に、「この項において」を「この項から第4項までにおいて」に改め、同条第3項中「法人税法第69条第16項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法人税法第69条第16項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）
- (2) 法人税法第69条第16項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合
- (3) 地方法人税法第12条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用

がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第34条の2第9項中「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に改め、同項の表第4項の項中「第4項」を「第5項」に、「第7項」を「第9項」に改め、同表第5項の項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同条第8項中「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に改め、同項の表第4項の項中「第4項」を「第5項」に、「第7項」を「第9項」に改め、同表第5項の項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項第1号中「第4項」を「第5項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「第69条第20項」を「第69条第21項」に改め、「場合」の次に「（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 地方法人税法第12条第11項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

第34条の2第7項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 対象事業年度について前項の規定を適用して法第53条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第34条の2第6項中「この項」の次に「から第9項まで」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び第7項第1号」を「から第9項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「次項から第7項まで」を「次項から第8項まで」に、「この項から第7項まで」を「この項から第9項まで」

に、「第7項第1号」を「第8項第1号」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の次に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第6項及び同号」を「第7項から第9項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 適用事業年度について前項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して法第53条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第35条第2項中「第53条第64項」を「第53条第66項」に改め、同項ただし書中「磁気テープ」を削り、同条第3項中「第53条第67項前段」を「第53条第69項前段」に改め、同条第4項中「第53条第67項」を「第53条第69項」に、「同条第67項」を「同条第69項」に改める。

第38条の2第2項中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次条第1項及び第2項において同じ。）」を「（以下この項及び次条において「導管ガス供給業」という。）並びに同条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。次条において「特定ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改める。

第39条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

第39条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中

「もの」の次に「（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第41条の3第1項ただし書中「磁気テープ」を削る。

第44条の7に次の1項を加える。

11 知事は、第7項の規定による申告及び第9項の規定による申請書の提出がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第7項及び第9項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

第44条の10の3第1項中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

附則第6条の5第1項中「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に、「同条第8項及び第9項」を「同条第10項及び第11項」に、「第4項」を「第5項」に、「及び第5項」を「及び第6項」に、「第47項及び第48項（同条第49項）を「第49項及び第50項（同条第51項）に、「同条第50項」を「同条第52項」に改める。

附則第7条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附則第7条の2の5中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（北海道税条例等の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第4号に掲げる規定による改正前の北海道税条例の一部改正）

第2条 北海道税条例等の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第71号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第4号に掲げる規定による改正前の北海道税条例の一部を次のように改正する。

第38条の2第2項中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外の

もののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次条第1項及び第2項において同じ。）を「（以下この項及び次条において「導管ガス供給業」という。）並びに同条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。次条において「特定ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改める。

第39条第1項中「ガス供給業」の次に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

第39条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に、「を除く」を「及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。同項において同じ。）を除く」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」の次に「（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

附則第7条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第35条第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第38条の2第2項、第39条及び第41条の3第1項ただし書の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 次項の規定を除き、第2条の規定による改正後の北海道税条例等の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第71号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第4号に掲げる規定による改正前の北海道税条例（次項において「新令和2年改正前北海道税条例」という。）第38条の2第2項及び第39条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新令和2年改正前北海道税条例第39条第2項（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第3号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第44条の7第11項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。